

1

令和3年第2回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議 案

令和3年7月30日

議 事 日 程

令和3年7月30日
午前10時00分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選第 1 号 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選第 2 号 副議長の選挙
- 第 7 認第 1 号 令和2年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 8 認第 2 号 令和2年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 9 認第 3 号 令和2年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 10 認第 4 号 令和2年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 11 認第 5 号 令和2年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 第 12 認第 6 号 令和2年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 13 認第 7 号 令和2年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 第 14 議第 1 号 東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止するにつ
いて

選第 1号

議長選挙について

本組協議長選挙を行うものとする。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組協議会

臨時議長 瑞浪市議会議員 館 林 辰 郎

選第 2号

副議長選挙について

本組合副議長選挙を行うものとする。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合議会
議長 水野 哲男

認第 1号

令和2年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 2号

令和2年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 3号

令和2年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 4号

令和2年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 5号

令和2年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 6号

令和2年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 7号

令和2年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

議第 1 号

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止するについて

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成5年組合条例第8号）を次のように廃止するものとする。

令和3年7月30日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成5年組合条例第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第8条の規定は、公布の日から施行する。

（東濃西部広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例及び東濃看護専門学校財政調整基金条例の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 東濃西部広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成7年組合条例第5号）

（2） 東濃看護専門学校財政調整基金条例（平成8年組合条例第4号）

（東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部改正）

第3条 東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成5年組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表管理者の事務部局の部東濃看護専門学校の職員の項を削り、同表合計の部中「22人」を「9人」に改める。

（東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成5年組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「東濃看護専門学校運営協議会委員」を削る。

(東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例(平成5年組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

(東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部改正)

第6条 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例(昭和48年組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

(東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正前の東濃西部広域行政事務組合特別会計条例第1条第1号に規定する東濃看護専門学校事業特別会計の令和6年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

(東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部改正)

第8条 東濃西部広域行政事務組合分担金条例(平成11年組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表東濃西部看護師修学資金貸付基金負担金の部中「東濃西部看護師修学資金貸付基金負担金」を「東濃西部看護師修学資金貸付事業負担金」に改め、同表東濃地域医師確保奨学基金負担金の部中「東濃地域医師確保奨学基金負担金」を「東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業負担金」に改める。

第9条 東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を次のように改正する。

第2条の表看護専門学校運営費負担金の部及び東濃西部看護師修学資金貸付事業負担金の部を削り、同表中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。